



<経済産業省の特定契約・接続契約モデル契約書の解説*>

執筆者：坂井 豊（シニアパートナー）

*経済産業省は、平成24年9月26日に再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、再生可能エネルギーを利用した発電事業を行う事業者が、電気事業者と特定契約・接続契約を締結する際の便宜に資するよう、同契約に関するモデル契約書を公表しましたが、本解説は、モデル契約の各条項について、経済産業省から同時に公表された各資料及び「衆議院議員階猛再生エネルギーワーキンググループ」での検討に基づく独自の解説であり、本解説が経済産業省から公表されたものではないことにご留意ください。

目次

第1章	再生可能エネルギー電気の調達及び供給に関する事項	4
第1.1条	(再生可能エネルギー電気の調達及び供給に関する基本事項)	4
第1.2条	(受給開始日及び受給期間)	7
第1.3条	(受給電力量の計量及び検針)	9
第1.4条	(料金)	11
第1.5条	(他の電気事業者への電気の供給)	12
第2章	系統連系に関する事項	15
第2.1条	(系統連系に関する基本事項)	15
第2.2条	(乙による系統連系のための工事)	16
第2.3条	(甲による系統連系のための工事)	20
第3章	本発電設備等の運用に関する事項	21
第3.1条	(給電運用に関する基本事項)	21
第3.2条	(出力抑制)	22
第4章	本発電設備等の保守・保安、変更等に関する事項	26
第4.1条	(本発電設備等の管理・補修等)	26
第4.2条	(電力受給上の協力)	27
第4.3条	(電気工作物の調査)	28
第4.4条	(本発電設備の改善等)	29
第4.5条	(本発電設備等の変更)	30
第5章	本契約の終了	31
第5.1条	(解除)	31
第5.2条	(設備の撤去)	34
第6章	表明保証、損害賠償、遵守事項	35
第6.1条	(表明及び保証)	35
第6.2条	(損害賠償)	38
第6.3条	(プロジェクトのスケジュールに関する事項)	39
第7章	雑則	40
第7.1条	(守秘義務)	40
第7.2条	(権利義務及び契約上の地位の譲渡)	41
第7.3条	(本契約の優先性)	42
第7.4条	(契約の変更)	42
第7.5条	(準拠法、裁判管轄、言語)	42
第7.6条	(誠実協議)	42

再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約

【前文】

〔特定供給者〕（以下「甲」という。）と〔一般電気事業者又は特定電気事業者〕（以下「乙」という。）は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号、その後の改正を含み、以下「再エネ特措法」という。）に定める再生可能エネルギー電気の甲による供給及び乙による調達並びに甲の発電設備と乙の電力系統との接続等に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において用いる用語は、別に定めのない限り、再エネ特措法に定める意味による。

【解説】

本契約が特定契約（再エネ特措法4条1項）及び接続契約（同法5条1項）について定めていることを明らかにしている。特定契約と接続契約の相手方となる電気事業者が同一の場合には、特定契約と接続契約が一体となった電力受給契約書を締結することも可能である（PA44頁8番）。モデル契約書も、特定契約と接続契約の相手方となる電気事業者が同一であることを前提としたものであり、特定契約書と接続契約書を一体的に規定している。

モデル契約書は、①特定契約と接続契約の相手方が同一の電気事業者（＝一般電気事業者又は特定電気事業者）であること、②設備認定を受けた500kW以上の太陽光及び風力発電設備を利用すること、③設備認定を受けた発電設備の建設着工前に特定契約及び接続契約を締結すること、④発電事業を行うにあたり、金融機関等からの資金調達を実施すること、を念頭に置いたものである。

特定供給者を「甲」、電力会社を「乙」とした上で、特定供給者を電力会社と対等な立場として規定している点も特徴である。

第1章 再生可能エネルギー電気の調達及び供給に関する事項

第1.1条（再生可能エネルギー電気の調達及び供給に関する基本事項）

1. 甲は、乙に対し、次条に定める受給期間にわたり、次項に定める本発電設備を用いて発電する電気を供給することを約し、乙は、本発電設備につき適用される法定の調達価格により当該電気を調達することを約する。
2. 本契約の対象となる甲の発電設備（以下「本発電設備」という。）は以下のとおりとする。なお、甲及び乙は、本契約締結時において、前項に定める本発電設備を用いた発電について再エネ特措法第6条第1項の認定を受けていることを確認する。かかる認定が取り消された場合、甲は直ちにその旨を乙に対し通知するものとし、再エネ特措法第6条第4項の変更認定を受けた場合、又は同第5項の届け出を行った場合、甲は直ちにその旨及び変更の内容を乙に対し通知するものとする。なお、本発電設備を用いた発電に係る再エネ特措法第6条第1項の認定が取り消された場合、本契約は直ちに終了するものとする。

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

発電所名：〇〇発電所

再生可能エネルギー源：〇〇

発電出力：〇〇kW

3. 乙は、本契約に別途定める場合（第3.2条第4項に定める補償を要する出力抑制を行う場合を含む。）を除き、甲が本発電設備において発電した電気のうち、乙に供給する電力（以下「受給電力」という。）のすべてを調達するものとする。なお、受給電力の受給地点、電気方式、周波数、最大受電電力（乙が受電する電力の最大値をいう。）、標準電圧は以下のとおりとする。

受給地点：〇〇県〇〇市〇〇

電気方式：〇〇

周波数：〇〇Hz

最大受電電力：〇〇kW

【注：端数は小数点第一位で【四捨五入/切り捨て】。】

標準電圧：〇〇V

4. 乙は、次の各号に掲げる場合、第1項に基づく調達義務を負わないものとする。
 - (i) 甲乙間の電気供給契約又は電気供給約款等（以下、総称して「電気供給契約

等」という。)に基づき乙が甲に対し電力を供給している場合において、甲【又は第三者【注：屋根貸しの場合において、Y字分岐で2引き込みをしている場合は、記載。】】による当該電気供給契約等の債務不履行により、甲に対する電力の供給が停止されていることによって、甲の乙に対する電力の供給ができない場合

- (ii) 乙との間で接続供給契約を締結している特定規模電気事業者（以下「供給事業者」という。）が当該接続供給契約及び甲との電気供給契約等に基づき甲に対し電力を供給している場合において、供給事業者による接続供給契約の債務不履行により、甲に対する電力の供給が停止されていることによって、甲の乙に対する電力の供給ができない場合

【解説】

1 第1項

本契約が、再エネ特措法に規定する「特定契約」（当該特定供給者に係る認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間にわたり、特定供給者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約）（再エネ特措法4条1項）であることを明確に規定している。

2 第2項

本契約の対象となる発電設備について、①所在地、②発電所名、③再生可能エネルギー源、④発電出力により特定している。

また、当該発電設備が設備認定（再エネ特措法第6条第1項）を受けていること、すなわち、「認定発電設備」（同法第3条第2項）であることが、特定契約（同法4条1項）及び接続契約（同法第5条第1項）、すなわち本契約締結の前提条件であるため本発電設備が設備認定を受けていることの確認、及び当該認定が取り消された場合における本契約の終了についても規定している。

特定供給者が、本契約が終了することになる発電設備の認定が取り消された場合、特定供給者は直ちにその旨を電気事業者に対し通知することを要するものとしている。また、特定契約の内容が変更することになる再エネ特措法第6条第4項の変更認定を受けた場合、又は、特定契約自体の内容についての変更がない再エネ特措法第6条第5項の軽微な変更についての届け出を行った場合には、特定供給者は直ちにその旨及び変更の内容を電気事業者に対し通知するものとしている。

3 第3項

特定契約においては、電気事業者は、再生可能エネルギーについて、固定価格での買取・支払義務を負担する一方で、特定供給者は、特に、数量的義務（ある一定の出力・供給義務）、排他的義務（全量を特定契約の相手方である電気事業者へ供給し、特定契約の相手方である電気事業者以外の第三者あるいは卸電力市場への供給を制限される義務）を負担するものではない（P A45頁24番・同46頁37番・38番）。

本規定は、電気事業者には本発電設備において発電した電気のうち特定供給者が電気事業者に供給しようとする電気のすべての調達義務を課すことを明確にしている。また、本規定に規定されていないことの反対解釈として、特定供給者は発電事業者に対して数量的・排他的供給義務を負わないこととなる。

4 第4項

第3項に基づき電気事業者が負う調達義務の例外について規定している。

(i)は、調達義務の免責事由として、特定供給者が電気事業者から電気の供給を受けている場合において、特定供給者が電気供給契約等の債務不履行により、特定供給者に対する電力の供給が停止されている場合を定めている。これは再エネ特措法には定めのないものであるが、当然といえる事項であり、不当とは言えないだろう。

「屋根貸しの場合において、(建物の構内で) Y字分岐で2引き込みをする場合」においては、「第三者による当該電気供給契約等の債務不履行」も供給停止の原因とされている。屋根貸しの太陽光発電設備は「一般用電気工作物」(電気事業法第38条第1項)となるが、Y字分岐の他方の分岐による当該建物の構内における所有者又は占有者による利用も「供給する電気を使用する一般用電気工作物」(電気事業法第57条参照)に該当する。この場合においては、当該建物の所有者・占有者が一般電気事業者(電力会社)に対して債務不履行をした場合には、Y字分岐の他方の電力の利用者である特定供給者に対する電力の供給も停止されることになるので「第三者」の文言が追加されることになる。

(ii)は、特定供給者が新電力(特定規模電気事業者)から電気の供給を受けている場合において、新電力が電気事業者に対する接続供給契約における料金不払い等の債務不履行により、新電力から特定供給者に対する電力の供給が停止されることにより、当該特定供給者が電気事業者に対して電力の供給ができない場合について定めている。

第 1.2 条（受給開始日及び受給期間）

1. 本契約による受給電力の受給開始日及び受給期間は、次のとおりとする。

受給開始日：○年○月○日

受給期間：○年○月○日（同日を含む。）から起算して○（例：240）月

【注：調達期間を超えない範囲内で記入。】経過後最初の検針日の前日までの期間

2. 受給開始日より前に本発電設備の試運転により発電した電気の受給条件については、別途甲乙間で協議の上定める。
3. 甲又は乙は、受給開始日を変更する必要がある場合、協議の上これを変更することができる。受給開始日を変更した場合の受給期間は、変更後の受給開始日（同日を含む。）から起算して○（例：240）月経過後最初の検針日の前日までの期間とする。但し、(i) 再エネ特措法第 6 条第 4 項に基づく変更認定を受けたことにより本発電設備について適用される調達期間が変更された場合には、当該変更後の調達期間を超えない範囲内の期間とし、(ii) 再エネ特措法第 3 条第 8 項の規定により、本契約につき適用される調達期間が改定された場合には、かかる改定後の調達期間を超えない範囲内の期間によるものとする。
4. 甲又は乙のいずれかの責めに帰すべき事由により受給開始日が本条第 1 項に定める日より遅延し、これにより相手方に損害、損失、費用等（以下、総称して「損害等」という。）が生じた場合には、当該有責当事者は、相手方に対し、かかる損害等を賠償するものとする。

【解説】

1. 第 1 項

受給開始日および受給期間について定めている。

受給期間は月単位となっているが、これは、賦課金も月単位で徴収されるなど、電気事業者の実務に配慮したものである。

受給期間について、「○年○月○日から起算して○（例：240）月」とされているのは、本契約が「設備認定を受けた 500kW 以上の太陽光及び風力発電設備を利用すること」を前提としているため、その再エネ特措法上の調達期間（20 年＝240 月）を念頭に置いて規定しているものである。

「【注：調達期間を超えない範囲内で記入。】」とあるのは、再エネ特措法 4 条 1 項において、特定契約の期間については、「調達期間を超えない範囲内の期間」として、調達期間よりも短い期間の特定契約を締結することが認められており、また、再エネ特措法の規定は任意規定であることに鑑みれば、特定供給者と電気事業者が対等な立場から真摯に合意する場合には、再エネ特措法

上の調達期間よりも短い受給期間とすることを認めるものである。もっとも、特定供給者が再エネ特措法上の調達期間よりも短い期間の受給期間を望むことは通常考えられないので、原則として、再エネ特措法上の調達期間を受給期間とすべきである。

2. 第2項

試運転について定めている。試運転期間は調達期間に含まれないため（P A13 頁 60 番）、特定供給者及び電気事業者の両者の協議により個別に決定されることになる。

3. 第3項

第3項本文は、本契約が資金調達の便宜の観点から、発電設備の建設工事着工前の契約締結を前提としているため、受給開始日を経項する必要がある場合に関して定めている。すなわち、再エネ特措法上は、発電設備の建設着工前においても設備認定を受けることが可能である（再エネ特措法施行規則第7条第2項参照）ため、契約締結義務は建設着工前にも発生する。

また、本項但し書は、(i)再エネ特措法第6条第4項に基づく変更認定を受けたことにより本発電設備について適用される調達期間が変更された場合、及び(ii)再エネ特措法第3条第8項の規定により、本契約につき適用される調達期間が改定された場合に関する手当てについて定めている。

4. 第4項

受給開始日の変更によりいずれかの当事者に損害が生じた場合における賠償義務について定めている。

特定供給者の責めに帰すべき事由による損害については、特定供給者が数量的・排他的供給義務を負っていないため（P A45 頁 24 番・同 46 頁 37 番・38 番）、逸失利益は含まれない（P A52 頁 89 番）。

電気事業者の責めに帰すべき事由により生じる損害については、例えば金融機関から借入を受けている場合における利息相当額の損害（P A52 頁 88 番）や、特定供給者が土地を借りている場合における賃料相当額等を想定している。これらの損害等が含まれることを明確化するために、「損害、損失、費用等」の後に、「(甲が認定発電設備の取得等のために金融機関からの借入を受けている場合における利息相当額の損害及び甲が土地を借りている場合における賃料相当額を含むがこれらに限らない。以下、総称して「損害等」という。)」と規定することも考えられる。

第1.3条（受給電力量の計量及び検針）

1. 甲乙間の受給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号、その後の改正を含む。）の規定に従った電力量計（取引用電力量計並びにその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により行い、その設置については、【甲/乙】が行うものとし、その設置費用（計量法に基づき取替えが必要となる場合の費用を含む。）は甲の負担とする。【この場合、甲は、当該設置場所を乙に対して無償で提供するものとする。【**電力量計の設置を乙が行う場合に規定。**】】
2. 前項に基づき計量された受給電力量の単位は、1キロワット時とし、1キロワット時未満の端数は、小数第1位で四捨五入する。
3. 電力量計の検針は、乙が別途指定する日（以下「検針日」という。）に【**【検針を乙が行う場合】**乙が行うものとし、乙は、検針日から○日以内に、乙が指定する方法によって当該検針の結果を甲に通知する。甲は、かかる乙による検針に合理的な範囲内で協力し、かかる検針に立ち会うことができるものとする。／**【検針を甲が行う場合】**甲が行うものとし、甲は、検針日から○日以内に、乙が指定する方法によって当該検針の結果を乙に対し通知する。】
4. 電力量計に故障等が生じ、受給電力量を計量することができないことを覚知した当事者は、相手方に対し速やかにその旨を通知するものとする。計量できない間の受給電力量については、当該期間における近隣の天候その他の発電条件及び本発電設備における過去の発電量実績【、並びに乙の電力系統監視制御システムにおける計測値【**電力系統監視制御システムを有する場合に規定。**】】等を踏まえ、甲乙協議の上決定する。
5. 乙（乙から委託を受けて検針を実施する者を含む。）は、受給電力量を検針するため、又は電力量計の修理、交換若しくは検査のため必要があるときには、本発電設備【又は甲が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所】が所在する土地に立ち入ることができるものとする。

【解説】

1. 第1項

第1項は、受給電力量の計量は、計量法の規定に従った電力量計により行う旨定めている。これは、認定発電設備が、「電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を的確に計測できる構造であること」に基づいている（再エネ特措法施行規則第8条第1項第3号参照）。

「当該特定供給者が供給する再生可能エネルギー電気の量を計量するために必要な電力量計の設置又は取替えに係る費用」は特定供給者が負担することとされている（再エネ特措法第5条第1項第1号、同法施行規則第5条第1項第3号）ので、設置費用は特定供給者が負担することとされている。

2. 第2項

受給電力量の単位（1キロワット時）及びその端数処理（小数第1位で四捨五入）については、電気事業者の実務を踏まえて規定されている。

3. 第3項

第3項は再エネ特措法第4項第1項、同法施行規則第4条第1項第2号イを踏まえた規定である。

特定供給者は、「特定契約電気事業者が指定する日に、毎月、当該特定契約電気事業者が当該特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の検針（電力量計により計量した電気の量を確認することをいう）を行うこと、及び当該検針の結果の通知については、当該特定契約電気事業者が指定する方法により行うこと」を特定契約の内容とすることに同意しなければならない（再エネ特措法第4項第1項、同法施行規則第4条第1項第2号イ）。

4. 第4項

電力量計の故障が生じた場合の通知義務、及び故障により計量できない期間における受給電力量に関して、特定供給者及び電気事業者が協議の上決定する旨定めている。

電力量計の故障により計量できない期間における受給電力量に関し、両者の協議事項としているのは、電気事業者に一定の帰責性があるといえる出力抑制の補償の場面との対比の観点から両者の協議事項とする方が公平と考えられるためである。

なお、パブコメ回答においては、電力量計の故障等で計量ができない場合の受給電力量について、当該期間の発電所近隣の天候その他の発電条件及び認定発電設備における発電量の実績等を踏まえ、特定供給者が合理的に算定した受給電力量による旨の規定をしたとしても、特定契約の拒否事由である「著しく不合理な事項」には含まれないとされている（PA52頁96番）。

5. 第5項

第5項は、再エネ特措法第4条第1項、同法施行規則第4条第1項第2号ロを踏まえた規定である。

特定供給者は、特定契約を締結する電気事業者（以下「特定契約電気事業者」という。）の従業員（当該特定電気事業者から委託を受けて検針を実施する者を含む。）が、当該特定契約電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気の量を検針するため、又はその設置した電力量計を修理若しくは交換するため必要があるときに、当該特定供給者の認定発電設備又は当該特定供給者が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができることを特定契約の内容とすることに同意しなければならない（再エネ特措法第4条第1項、同法施行規則第4条第1項第2号ロ）。

第1.4条（料金）

1. 乙が甲に支払う毎月の料金は、前条に定める方法により計量された受給電力量に以下の電力量料金単価（但し、(i)再エネ特措法第6条第4項の変更認定を受けたことにより本発電設備について適用される調達価格が変更された場合には、当該変更後の調達価格によるものとし、(ii)再エネ特措法第3条第8項の規定により、本契約につき適用される調達価格が改定された場合には、かかる改定後の調達価格によるものとする。）を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

電力量料金単価：〇〇円/kWhに、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額

2. 乙は、【検針日の属する月の【翌月／翌々月】〇日（〇日が金融機関の休業日の場合は翌営業日。以下「支払期日」という。）／検針日から〇日経過する日（〇日が金融機関の休業日の場合は翌営業日。以下「支払期日」という。）】までに、甲が別途指定する預金口座への振込により甲に支払う。
3. 前項の支払いが支払期日までに行われなかった場合には、支払期日の翌日（同日を含む。）から支払いの日（同日を含む。）まで年率〇%【注：支払の遅滞により、甲に損害が生じる範囲内の割合で記入。】（1年を365日とする日割計算により、1円未満の端数は切り捨てる。）の割合による遅延損害金を加算して、乙から甲へ支払うものとする。但し、甲の責めに帰すべき事由による場合については、この限りではない。

【解説】

1. 第1項

電気事業者が特定供給者から調達した電気に関して、電気事業者が支払う料金に関して定めている。

電力量料金単価の「〇〇円/kWh」には、再エネ特措法上の法定の調達価格を規定することを前提としている。

ただし、(i)再エネ特措法第6条第4項の変更認定を受けたことにより本発電設備について適用される調達価格が変更された場合には、当該変更後の調達価格を適用し、(ii)再エネ特措法第3条第8項の規定により、本契約につき適用される調達価格が改定された場合には、かかる改定後の調達価格を適用する旨規定している。

なお、再エネ特措法第3条第8項における「物価その他経済事情に著しい変動が生じ、又は生じるおそれがある場合」とは、急激なインフレやデフレのような事態を想定しており、同項に基づく価格の改訂は極めて例外的な場合に限定されると考えられている。

2. 第2項

第2項は、再エネ特措法第4条第1項、同法施行規則第4条第1項第2号ハを踏まえた規定である。

特定供給者は、電気事業者からの料金の支払いに関して、「特定契約電気事業者による当該特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の毎月の代金の支払については、当該代金を算定するために行う検針の日から当該検針の日の翌日の属する月の翌月の末日（その日が銀行法第15条第1項に規定する休日である場合においては、その翌営業日）までの日の中から当該特定契約電気事業者が指定する日に、当該特定供給者の指定する一の預金又は貯金の口座に振り込む方法により行うこと。」を特定契約の内容とすることに同意しなければならない（再エネ特措法第4条第1項、同法施行規則第4条第1項第2号ハ）。

3. 第3項

電気事業者による料金の支払いが遅滞した場合の遅延損害金に関して定めている（P A52 頁 97 番参照）。

なお、金銭の給付を目的とする債務の不履行については、債務者は、不可抗力免責を主張できない（民法第419条第3項参照）。

第1.5条（他の電気事業者への電気の供給）

1. 甲は、本発電設備において発電する電気のうち受給電力以外について、乙以外の電気事業者に供給（一般社団法人日本卸電力取引所又は将来において設立される卸電力取引所を通じた供給を含む。）することができる。
2. 甲は、乙以外の電気事業者との間で、特定契約を締結し、又はその申込みをしている場合には、別途乙及び当該乙以外の電気事業者それぞれに供給する予定の一日当たりの再生可能エネルギー電気の量（以下「予定供給量」という。）又は予定供給量の算定方法（予定供給量を具体的に定めることができる方法に限る。）をあらかじめ定めるものとする。
3. 甲は、本契約に基づく受給電力の供給を行う各日（以下「供給日」という。）の前日の〇時以降、前項に基づき通知した予定供給量又はその算定方法を変更してはならない。
4. 前二項に定めるほか、甲が本発電設備において発電する電気を乙及び乙以外の電気事業者に供給するために必要な事項については、別途甲乙間で誠実に協議の上定めるものとする。
5. 甲は、予定供給量をあらかじめ定めた場合において実際の供給量と予定供給量が異なった場合（実際の供給量が0となった場合を含む。）であっても、乙に対し、損害賠償その他一切の支払義務を負わないものとする。

【解説】

1. 第1項

特定供給者は、特定の電気事業者に対する排他的供給義務を負っていないため（PA47頁38番）、本契約の期間中であっても、他の電気事業者や卸電力取引所に電力を供給することができる旨を定めている。

2. 第2項から第4項まで

第2項及び第3項は、再エネ特措法第4条第1項、同法施行規則第4条第1項第2号へを踏まえた規定である。

すなわち、特定供給者が、特定の電気事業者以外の電気事業者との間でも特定契約を締結して電力を供給する場合、特定供給者は、①当該特定供給者が、それぞれの電気事業者ごとに供給する予定の一日当たりの再生可能エネルギー電気の量（以下「予定供給量」という。）又は予定供給量の算定方法（予定供給量を具体的に定めることができる方法に限る。②において同じ。）をあらかじめ定めること、②再生可能エネルギー電気の供給が行われる前日における特定契約電気事業者が指定する時以後、あらかじめ定めた予定供給量又は予定供給量の算定方法の変更を行わないこと、について特定契約に定めることについて同意しなければならない（再エネ特措法第4条第1項、同法施行規則第4条第1項第2号へ）。

第4項は、他の電気事業者への供給をする際における細則については別途協議の上決定する旨

定めている。

3. 第5項

第5項は、特定供給者は、他の電気事業者へ電気を供給する場合であっても、数量的供給義務を負っていないため（P A46 頁 37 番）、損害賠償その他一切の支払い義務を負わないことを確認的に規定したものである。

ただし、特定契約と接続の相手が異なる者との間における特定契約においては、振替供給費用を、特定契約を締結する相手方である電気事業者を支払わなければならない場合もあり得る（再エネ特措法第4条第1項、同法施行規則第4条第1項第2号ホ）ことに留意する必要がある。

第2章 系統連系に関する事項

第2.1条（系統連系に関する基本事項）

甲は、本発電設備と乙の電力系統との連系につき、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号、その後の改正を含む。）、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインのほか、監督官庁、業界団体又は乙が定める系統連系に係る業務の取扱いや技術要件に関する規程等を遵守するものとする。但し、かかる規程等と本契約の規定に齟齬が生じた場合には、適用法令（甲若しくは乙又は本契約に基づく取引につき適用される条約、法律、政令、省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達及び関係当局により公表されたガイドライン・解釈指針等をいう。以下同じ。）に抵触しない限り、本契約の規定が優先するものとする。

【解説】

本発電設備と電気事業者の電力系統の連系に関して、以下の「監督官庁が定める規程」（＝「適用法令」）、「業界団体が定める規程」、「乙が定める規程」を遵守する旨定めている。ただし、本契約と以下の規程との間に齟齬がある場合には、「適用法令」に抵触しない限り、本契約の規程が優先する旨定めている。

1. 「監督官庁が定める規程」＝「適用法令」

- ① 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ② 電気設備の技術基準の解釈（原子力安全・保安院）：①の詳細を規定
- ③ 電力品質の確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）

2. 「業界団体が定める規程」

- ① 「系統連系規程」（社団法人日本電気協会）
- ② 「電力系統利用協議会ルール」（一般社団法人電力系統利用協議会）

* 電気事業法第94条第1号において、「送配電等業務支援機関」は、「送配電等業務の実施に関する基本的な指針」を策定することとされており、これに基づくもの。

3. 「乙が定める規程」

各一般電気事業者は、各電力系統利用協議会ルール等を踏まえ、公平性・透明性を確保することを目的に、それぞれ系統連系に関する規程を策定している。

第2.2条（乙による系統連系のための工事）

1. 乙は、本発電設備を乙の電力系統に連系するため、次の各号に掲げる工事の具体的内容及びその理由、甲に負担を求める概算工事費及びその算定根拠、所要工期並びに甲において必要となる対策等を、合理的な根拠を示して甲に書面にて通知し、甲の同意を得た上で当該工事を行うものとする。この場合、甲は乙に対し、必要な説明及び資料の提示並びに協議を求めることができるものとする。
 - (i) 電源線（電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号、その後の改正を含み、以下「施行規則」という。）第5条第1項第1号に定める意味による。）の設置又は変更
 - (ii) 本発電設備と被接続先電気工作物（施行規則第5条第1項第2号に定める意味による。）との間に設置される変圧器等の電圧の調整装置の設置、改造又は取替え
 - (iii) 電力量計の設置又は取替え
 - (iv) 本発電設備と被接続先電気工作物との間に設置される乙が本発電設備を監視、保護若しくは制御するために必要な設備又は甲が乙と通信するために必要な設備の設置、改造又は取替え
2. 乙は、前項に掲げる工事のほか、本発電設備を乙の電力系統に連系するための電力系統の増強その他必要な設備の工事であって、甲を原因者とする工事について必要と認めるときは、その工事が甲を原因者とするものであること、工事の具体的内容及びその理由、甲に負担を求める概算工事費及びその算定根拠、所要工期並びに甲において必要となる対策等を甲に書面にて通知し、甲の同意を得た上で当該工事を行うものとする。甲は、乙に対し、必要な説明及び資料の提示並びに協議を求めることができるものとする。
3. 甲は、前二項に基づき乙が行う工事（以下、総称して「本件工事」という。）の内容に同意した場合には、甲が同意した金額（以下「工事費負担金」という。）を、別途甲乙間で締結する工事費負担金に関する契約に従い、乙が別途指定する口座宛に入金するものとする。【乙は、本項に従い工事費負担金が入金されたことを確認した後、本件工事に着手するものとする。【工事費負担金入金前に工事に着手する場合は削除。】】
4. 乙は、本条第1項及び第2項に基づき甲の同意を得た内容に従い、本件工事を○年○月○日（以下「竣工予定日」という。）までに完了させるものとする。乙は、別途甲乙間で合意したところに従い、甲に対し、本件工事に必要な用地の取得状況その他本件工事の進捗状況を報告するものとし、本件工事が竣工予定日までに完了しなかったことにより甲に損害等が生じた場合には、これを賠償するものとする。但し、乙は、天災事変その他乙の責めによらない理由により本件工事の工程の遅延が生じる場合には、遅滞なくこれを甲に通知して、竣工予定日の延期を求めることができるものとする。この場合、甲は、合理的な理由なく当該延期の請求にかかる承認を拒絶、留保又は遅延しないものとするが、乙に対し、その工程の遅延の原因や新たな竣工予定日等必要な説明及び資料

- の提示並びに協議を求めることができるものとする。なお、甲がかかる竣工予定日の延期を承認した場合には、竣工予定日は当該承認内容に従い変更されるものとする。
5. 前項但し書きの規定にかかわらず、乙は、天災事変その他乙の責めによらない理由により、甲の同意を得た内容に従った本件工事の遂行が著しく困難であることが判明した場合、速やかにその旨を甲に対し通知するとともに、本件工事に係る工事設計の変更が必要と考える場合には、その旨及び必要な変更の内容を甲に通知するものとする。この場合、甲及び乙は、工事設計内容の変更を含む善後策について、誠実に協議するものとする。
 6. 乙が本件工事に着手した後、甲が本発電設備に係る発電の計画の内容を変更する場合には、甲は事前に乙に協議を求めるものとし、かかる計画の変更により乙に損害等が発生した場合、甲は乙に対し、これを賠償するものとする。
 7. 乙は、本件工事に要する費用が工事費負担金の額を上回ることが見込まれる場合、又は本件工事に要する費用が工事費負担金の額を上回った場合には、速やかにその理由、甲に負担を求める金額及びその算定根拠を甲に通知し、増加額についての同意を求めるものとする。甲は、当該増加額が乙の責めに帰すべき事由によって生じた場合を除き、合理的な理由なく当該同意を拒絶、留保又は遅延しないものとするが、乙に対し、必要な説明及び資料の提示並びに協議を求めることができるものとする。
 8. 本件工事に要した費用が、(i)工事費負担金の額を上回った場合には、前項に従い、当該増加額についての同意を拒絶、留保又は遅延することにつき合理的な理由がある場合を除き、甲は前項に基づく乙の請求に従い、直ちに不足額を乙に支払うものとし、(ii)工事費負担金の額を下回った場合には、乙は、本件工事竣工後遅滞なく、剰余額を甲に支払うものとする。

【解説】

本条（第2. 2条）は、電気事業者が系統連系のための工事をすることを前提とした規定であり、次条（第2. 3条）は、特定供給者が系統連系のための工事をすることを前提とした規定である。

本条は、資金調達の便宜の観点から、工事着工前の契約締結を前提としている。

1. 第1項

本項は、再エネ特措法第5条第1項第1号、同法施行規則第5条第1項及び第2項を踏まえた規定である。

特定供給者は、接続契約の締結にあたって、再エネ特措法第5条第1項各号に定める費用を負担しなければならない（再エネ特措法第5条第1項第1号、同法施行規則第5条第1項各号）。特定供給者から接続の請求があった場合、電気事業者は当該特定供給者に書面によりかかる費用の内容及び積算の基礎が合理的なものであること並びに当該費用が必要であることの合理的な根拠を示さなければならない（同条第2項）。

2. 第2項

本項は、再エネ特措法施行規則第6条第5号（当該接続により接続希望地点における送電可能な要領を超えることが合理的に見込まれる場合）又は第6号（電気事業者が年間30日の限度で補償なく行うことができる出力抑制を行ったとしてもなお、電気事業者が受け入れることが可能な電気の量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれる場合）に基づく接続拒否を回避するために必要な費用を特定供給者が負担する場合を想定している。

ただし、特定供給者が無限定に費用負担しなければならない訳ではなく、特定供給者が原因者である場合に限定する趣旨である。

なお、特定供給者が負担しない場合に電気事業者が再エネ特措法第5条第1項第1号に基づき拒否できる「接続に必要な費用」については、電力会社の既存系統の変更や送配電線の張替費用（支柱物を含む。）は含まれていない。この場合、法令上、送電可能な量を超えることが合理的に見込まれる場合に当たるかどうか（再エネ特措法施行規則第6条第5号又は第6号に該当するかどうか）の判断となる（P A55 頁126番）。

3 第3項

特定供給者が負担する工事費負担金は、現在の実務に合わせて前払いを原則としている。ただし、場合によっては実費弁済の合意を行った上で先行的に工事に着工することもある。本契約自体が実費弁済の合意を包含している。

4 第4項

乙による系統連系工事の完了日を定め、遅延した場合における損害賠償責任及び電気事業者の責めによらない理由による遅延の場合、竣工予定日の延長を求めることができる旨規定している。系統連系工事の遅延により、受給開始日が遅れる場合には、第1. 2条第4項（受給開始日の変更により当事者に損害が生じた場合の賠償義務）も適用される。

5 第5項

天災事変その他の電気事業者の責めによらない理由により、本件工事の遂行が著しく困難であることが判明した場合、速やかに報告し、その場合の善後策について誠実に協議する旨を規定している。

6 第6項

本件工事着工後、本発電設備を特定供給者が変更する場合には事前に協議をすること、及び損害が生じた場合の賠償義務を規定している。

7 第7項

「本件工事に要する費用」が「工事費負担金の額」を上回ることが見込まれる場合、又は「本件工事に要する費用」が「工事費負担金の額」を上回った場合に、電気事業者が、速やかにその理由、特定供給者に負担を求める金額及びその算定根拠を特定供給者に通知し、増加額についての同意を求める旨について規定している。

特定供給者は、当該増加額が電気事業者の責めに帰すべき事由によって生じた場合を除き、合理的な理由なく当該同意を拒絶、留保又は遅延しないこととされている。ただし、特定供給者は

電気事業者に対し、必要な説明及び資料の提示並びに協議を求めることができる旨定めている。

8 第8項

「本件工事に要した費用」が、「工事費負担金の額」を上回った場合には、前第7項に従い、当該増加額についての同意を拒絶、留保又は遅延することにつき合理的な理由がある場合を除き、特定供給者は前第7項に基づく電気事業者の請求に従い、直ちに不足額を電気事業者に支払うものとされている。

他方、「本件工事に要した費用」が、「工事費負担金の額」を下回った場合には、電気事業者は、本件工事竣工後遅滞なく、剰余額を特定供給者に支払うものとされている。

第2.3条（甲による系統連系のための工事）

1. 甲は、本発電設備を乙の電力系統に連系するために必要な工事（本件工事を除く。）及び本発電設備の設置工事を○年○月○日までに完了する。上記期限までにこれらの設置工事を完了することができない場合には、甲及び乙は、当該期限の延期につき、誠実に協議するものとする。
2. 前項に定める設置工事に要する費用は、甲の負担とする。
3. 甲が本発電設備において発電する電力の受給に必要な系統連系のために設置した設備（以下「系統連系設備」という。）の所有権は、甲に帰属するものとする。
4. 系統連系設備の仕様については、適用法令に抵触しない限り、系統連系に関する業務の取扱いや技術要件について乙が公表する規程等に基づき、乙と協議の上決定するところに従うものとする。

【解説】

本条は、特定供給者が行う、本発電設備を電気事業者の電力系統に連系するために必要な工事（第2.2条第1項及び第2項に掲げる工事（本件工事）を除く。）に関する規定である。

第2.2条（乙による系統連系のための工事）よりも簡素なのは、①電気事業者は既に工事負担金の支払いを受けているため定期的な報告等は不要であること、②特定供給者による工事のスケジュールについては第6.3条第1項に基づき提出され、また、特定供給者にスケジュールに重大な変更が生じる場合には、特定供給者に第6.3条第2項に基づく報告義務を課しており、特段それ以上の規定は不要と考えられるためである。

○連系工事の主体について

「本発電設備から電気事業者の送配電線・変電所までの工事」は、両者の協議により決定されるが、一般的には、太陽光発電設備は電気事業者、風力発電設備は特定供給者というケースが多い。

これは、太陽光発電設備の場合は、系統の一部が既にある場所又は将来的に系統の一部として使用する可能性がある場所に設置されることが多く、他方、風力発電設備の場合は、発電設備から電気を送電するための専用線以外の使い道がほとんど考えられない場所に設置されるケースが多いためである。

もっとも、大規模なメガソーラー案件については、風力発電と同様の場所に設置されるため、風力と同様の扱いになりつつある。

なお、「電気事業者の系統線・変電所の工事」は電気事業者によりなされる。

第3章 本発電設備等の運用に関する事項

第3.1条（給電運用に関する基本事項）

甲及び乙は、本発電設備及び系統連系設備に係る給電運用の詳細（乙が、乙の定める給電運用及び配電系統運用に係る規程に基づき、電力の品質維持及び保守面から甲に対して行う給電指令（配電指令）の内容及び甲における対応その他の事項をいう。）について、別途誠実に協議の上、給電運用に関する協定書を締結するものとし、甲は、当該協定書に従い、本発電設備及び系統連系設備に係る給電運用を行うものとする。但し、当該協定書と本契約の規定の間に齟齬が生じた場合には、本契約の規定が優先するものとする。

【解説】

前2条の工事により本発電設備と電気事業者の電力系統が連系された後における本発電設備及び系統連系設備に係る給電運用の詳細について、誠実に協議の上、別途協定書を締結することを定める。

本契約と協定書の間に齟齬があった場合、本契約の規定が優先する旨定める。

具体的には、出力抑制に関して、齟齬が生じる可能性がある点に留意する必要がある。

第3.2条（出力抑制）

1. 乙が、施行規則第6条第3号イに定める回避措置（同号において「当該接続請求電気事業者」とあるのは、「乙」と読み替える。以下同じ。）を講じたとしてもなお、乙の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合、甲は、乙の指示（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、乙が自ら用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も本発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われる指示に限る。）に従い、本発電設備の出力の抑制を行うものとし、甲は、かかる出力の抑制を行うために必要な体制を整備するものとする。甲は、乙からかかる出力の抑制（各年度（毎年4月1日から翌年の3月末日までをいう。）30日を超えない範囲内（本契約の締結日を含む年度については、○日【注：日割計算又は乙の出力抑制の頻度及び発生時期等を踏まえ合理的に算定された日数を記入。】を超えない範囲内。）で行われるものに限る。）の指示がなされた場合において、乙が甲に書面により、当該指示を行う前に回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお乙の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的であったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合には、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、乙に対して求めないものとする。
2. 乙は、施行規則第6条第3号ロ(1)又は(2)に掲げる場合（乙の責めに帰すべき事由によらない場合に限る。）には、本発電設備の出力の抑制を行うことができるものとする。甲は、乙が甲に書面により当該出力の抑制を行った合理的な理由を示した場合には、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、乙に対して求めないものとする。
3. 甲は、施行規則第6条第3号ハ(1)又は(2)に掲げる場合には、乙の指示に従い、本発電設備の出力の抑制を行うものとする。甲は、乙から当該出力の抑制の指示がなされた場合において、乙が甲に書面により当該指示を行った合理的な理由を示した場合には、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、乙に対して求めないものとする。
4. 本条第1項から前項までにおいて甲が当該出力の抑制により生じた損害の補償を乙に対して求めないものとされている場合以外の場合において、乙が行った本発電設備の出力の抑制、又は乙による指示に従って甲が行った本発電設備の出力の抑制により、甲に生じた損害について、甲は、乙に対し、当該出力の抑制を行わなかったとしたならば甲が乙に供給したであろうと認められる受給電力量に、電力量料金単価を乗じた金額を上限として、その補償を求めることができ、乙は、かかる補償を求められた場合には、これに応じなければならない。但し、本契約の締結時において、甲及び乙のいずれもが予想することができなかった特別の事情が生じたことにより本発電設備の出力の抑制を行い、又は、乙による指示に従って甲が本発電設備の出力の抑制を行った場合であって、当該特別の事情の発生が乙の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合については、この限りでない。

5. 前項に定める「当該出力の抑制を行わなかったとしたならば甲が乙に供給したであろうと認められる受給電力量」の算定は、【出力抑制が行われた日時における実際の【日射量/風速】を基礎として、本発電設備において同程度の【日射量/風速】であった場合の発電電力量として甲が合理的に算定した値、又は当該出力の抑制が行われた季節、時間における本発電設備の平均的な発電電力量として甲が合理的に算定した値、その他甲が合理的に算定した値/甲及び乙協議の上合理的に算定した値】に従うものとする。甲は、前項に定める補償を乙に求めるに際し、当該算定の根拠資料を、乙に対して提示するものとする。
6. 甲は、前二項に基づく補償金については、月単位で乙に請求するものとし、甲は出力抑制が行われた日の属する月の翌月〇日（以下「請求期限日」という。）までに乙に請求書を交付し、乙は同月〇日（〇日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに第 1.4 条に定める料金の支払の方法に従い甲に支払うものとする。但し、請求期限日までに甲が請求書を乙へ交付しなかった場合は、乙は請求書の受領後 10 営業日以内に支払うものとする。
7. 乙は、本発電設備の出力の抑制を行い、又は甲に対し当該出力の抑制の指示を行った場合には、可能な限り速やかに、当該出力の抑制の原因となった事由を解消し、甲からの受給電力の受電を回復するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、出力抑制について、再エネ特措法第 5 条第 1 項第 3 号、同法施行規則第 6 条第 3 号イからニまでの内容を踏まえて規定したものである。

なお、「出力抑制」は、発電設備を電力系統と解列することも含んだ概念である。

再エネ特措法施行規則第 6 条第 3 号にいう出力の抑制とは、①電気事業者の指示に基づき特定供給者が行うもの、又は②電気事業者が直接行うものをいうため、発電設備の電圧が一時的に上昇又は低下したことにより、発電設備が自動的に電圧を調整する場合は含まれない。

1. 第 1 項

本項は、再エネ特措法施行規則第 6 条第 3 号イを踏まえた規定である。

同規定は、500kW 以上の太陽光発電設備及び風力発電設備の場合にのみ規定すべき内容であり、モデル契約書をそれ以外の再生可能エネルギー発電に使用する場合には本項を削除することになる。

再エネ特措法施行規則第 6 条第 3 号イでは、電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれる場合であって、接続請求電気事業者が下記の回避措置を講じた上で、年 30 日を上限として、500 kW 以上の太陽光発電設備及び風力発電設備を用いる特定供給者の供給する再生可能エネルギー電気を補償措置なく抑制することができること等について契約内容とすることを、特定供給者があらかじめ同意しない場合が接続契約の拒否事由とされている。

【回避措置】

- (i) 一般電気事業者が保有する発電設備（原子力発電設備、揚水式以外の水力発電設備及び地熱発電設備を除く。）の出力抑制
- (ii) 卸電力取引所を活用する等、需要量を上回ると見込まれる供給電力を売電するための措置

この場合、当該接続請求電気事業者は、これらの回避措置を講じたとしても、なお電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれると判断した合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示さなければならない。

2. 第2項

本項は、再エネ特措法施行規則第6条第3号ロを踏まえた規定である。

再エネ特措法施行規則第6条第3号ロでは、以下の(i)又は(ii)に掲げる場合（接続請求電気事業者の責めに帰すべき事由によらない場合に限る。）には、当該接続請求電気事業者が当該特定供給者の認定発電設備の出力の抑制を行うことができること、及び当該接続請求電気事業者が、書面により当該抑制を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないことについて契約内容とすることを、特定供給者があらかじめ同意しない場合が接続契約の拒否事由とされている。

- (i) 天災事変により、被接続先電気工作物の故障又は故障を防止するための装置の作動により停止した場合
- (ii) 人若しくは物が被接続先電気工作物に接触した場合又は被接続先電気工作物に接近した人の生命及び身体を保護する必要がある場合において、当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止した場合

3. 第3項

本項は、再エネ特措法施行規則第6条第3号ハを踏まえた規定である。

再エネ特措法施行規則第6条第3号ハでは、以下の(i)又は(ii)に掲げる場合には、当該接続請求電気事業者が当該特定供給者の認定発電設備の出力の抑制を行うことができること、及び当該接続請求電気事業者が、書面により当該抑制を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないことについて契約内容とすることを、特定供給者があらかじめ同意しない場合が接続契約の拒否事由とされている。

- (i) 被接続先電気工作物の定期的な点検を行うため、異常を探知した場合における臨時の点検を行うため又はそれらの結果に基づき必要となる被接続先電気工作物の修理を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合
- (ii) 当該特定供給者以外の者が用いる電気工作物と被接続先電気工作物とを電氣的に接続する工事を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

4. 第4項

本項は、再エネ特措法施行規則第6条第3号ニを踏まえた規定である。

再エネ特措法施行規則第6条第3号ニでは、同号イからハ以外で行う出力抑制（上記1から3参照）については、接続請求電気事業者が保有する発電設備（原子力発電設備、揚水式以外の水力発電設備及び地熱発電設備を除く。）の出力抑制などの同号イ（上記1参照）で掲げた「回避措置」を講じた上であることを条件として、出力抑制をすることについて契約内容とすることを、特定供給者があらかじめ同意しない場合が接続契約の拒否事由とされている。

ただし、この場合は、当該特定供給者に対しその出力抑制がなければ得られたはずの売電収入相当額の補償措置を行うことを条件とする。

当該特定供給者及び当該接続請求電気事業者の双方にとり全く予想外の事態が生じ、かつ、当該事態が当該接続請求電気事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合は、この限りでない。

5. 第5項

本項は、再エネ特措法施行規則第6条第3号ニにおける補償が必要となる出力抑制の補償額（上記4参照）の算定方法について規定している。合理的な算定ができない事業者がいる場合を考慮し、「協議の上合理的に算定した値」も選択肢の一つとしている。

6. 第6項

本項は、再エネ特措法施行規則第6条第3号ニに基づく出力抑制がなされた場合（上記4、5参照）において、電気事業者から特定供給者の補償金の支払いについて、第1.4条に定める料金の支払の方法に従うこととして、出力抑制がなされなかった場合と同様のキャッシュフローが確保しようとする規定である。

7. 第7項

本稿は、電気事業者に、出力の抑制を必要最小限度にとどめるべき努力義務を課す訓示的規定である。

第4章 本発電設備等の保守・保安、変更等に関する事項

第4.1条（本発電設備等の管理・補修等）

1. 電気工作物の責任分界点は、以下のとおりとする。責任分界点より甲側の電気工作物については甲が、乙側の電気工作物については乙が、自らの責任と負担において管理及び補修を行うものとする。

責任分界点：○○

2. 甲は、甲が保有する本発電設備又は系統連系設備に関して甲が建設・所有する一切の施設及び設備について、必要な地元交渉、法手続、環境対策及び保守等を、自らの責任で行うものとする。但し、乙が自らの責任で行うと認めたものについては、この限りでない。
3. 前二項に定めるほか、本契約に基づく電力受給に関する設備の保守・保安等の取扱いについては、別途甲乙間で締結する協定書等によるものとする。但し、当該協定書等と本契約の規定に齟齬が生じた場合には、本契約の規定が優先するものとする。

【解説】

1. 第1項

本項は、保守・保安責任に関する責任分界点についての規定である。責任分界点が、管理・保守主体に関する基準となる。法令の規定上はない用語であるが、責任分界点とは、法令上はない用語であるが、電気設備の維持管理などについて、電気事業者と顧客の保安上の責任範囲を分けている点（場所）をいう。責任分界点は両者の協議により決定される。

2. 第2項

本項は、特定供給者が保有する本発電設備又は系統連系設備に関して特定供給者が建設・所有する一切の施設及び設備についての、必要な地元交渉、法手続、環境対策及び保守等については原則として特定供給者が行う旨定めている。

責任分界点の区分と所有区分は基本的には平行に解されている。

3. 第3項

本項は、本契約に基づく電力受給に関する設備の保守・保安等の取扱いについては、別途協定書等による旨規定している。ただし、本契約と協定書等の間に齟齬があった場合には、本契約の規定が優先する旨定めている。

第4.2条（電力受給上の協力）

1. 甲は、乙における安定供給及び電力の品質維持に必要な本発電設備に関する情報を乙に提供するものとし、その具体的内容については別途甲乙間で合意するものとする。
2. 前項に定めるほか、甲及び乙は、受給電力の受給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等、相互に協力するものとする。
3. 本件工事及び第2.3条第1項に定める工事が完了し、本発電設備と乙の電力系統との接続が一旦確立された後においては、乙は、乙の電力系統の増強その他必要な措置に係る費用の負担を甲に対して求めることができないものとする。但し、別途甲乙間で合意した場合、又は第4.5条第2項に掲げる場合はこの限りではない。

【解説】

1. 第1項

本項は、特定供給者が、電気事業者に対して、電力の安定供給及び電力の品質維持に必要な本発電設備に関する情報提供をしなければならないこと、及びその具体的内容については別途合意で定める旨規定している。

2. 第2項

本項は、特定供給者及び電気事業者が、受給電力の受給を円滑に行うための相互の協力義務について規定している。

3. 第3項

本項は、本発電設備と特定供給者の電力系統の接続が一旦確立された後は、系統安定化対策に関しては第一義的に電気事業者が責任を負う旨の規定である（PA69頁244番参照）。

但し書の「別途甲乙間で合意した場合」とは、電気供給約款に基づく工事により負担が必要となる場合等が考えられる。第4.5条第2項は、本発電設備の変更等により、電気事業者の電気工作物を変更する必要が生じる場合に特定供給者がその工事の費用を負担する場合について定める。

第4.3条（電気工作物の調査）

1. 甲及び乙は、本契約に基づく電力受給に直接関係するそれぞれの電気工作物について、相手方から合理的な調査の要求を受けた場合は、通常の営業時間の範囲内で、かつ、当該電気工作物を用いた通常の業務の遂行に支障を及ぼすことのない態様で、その調査に応じるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が保安のため必要と判断した場合には、乙（乙から委託を受けて保安業務を実施する者を含む。）は、本発電設備又は甲が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができるものとする。この場合、乙は甲に対し、緊急の場合を除き、あらかじめその旨を通知するものとする。

【解説】**1. 第1項**

本項は電気工作物の調査について定める。電気工作物の調査については、電気事業者のみならず、特定供給者からも求めることが可能となるよう規定している。ただし、濫用的な調査にならないような時間及び態様とする旨規定している。

2. 第2項

本項は、再エネ特措法第5条第1項第3号、同法施行規則第6条第4号イを踏まえた規定である。

再エネ特措法施行規則第6条第4号イは、接続請求電気事業者の従業員（当該接続請求電気事業者から委託を受けて保安業務を実施する者を含む。）が、保安のため必要な場合に、当該特定供給者の認定発電設備又は特定供給者が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができることを定めることに特定供給者が同意しないことを接続契約の拒否事由としている。

緊急の場合を除いて、立ち入りについては、事前通知することが望ましいため、その旨も併せて規定している。

第4.4条（本発電設備等の改善等）

乙は、甲からの受給電力が乙の電力安定供給若しくは電力品質に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると合理的に判断する場合には、甲からの受給電力の受給を停止することができるものとする。なお、乙は甲に対し、第3.2条第4項の規定に従い甲に対し補償措置が必要な場合については、当該補償措置を行うものとする。また、乙は、甲に対し、本発電設備又は系統連系設備の改善の協議を求めることができるものとし、甲はその求めに応じ、乙と協議の上、その取扱いを決定するものとする。

【解説】

本条は、電気事業者による特定供給者からの受給電力の受給の停止ができる場合と本発電設備等の改善の協議を求めることができる旨について定めている。

もともと、再エネ特措法上、一旦系統への連系が確立した後に、事後的な制限を許容する規定は、出力抑制に関する再エネ特措法施行規則6条3号のみ（第3.2条参照）であり、同号は、出力抑制については無限定に認めるが、一定の場合に補償を要する旨規定している（同号ニ）。本条のなお書きはこの点を明確化するものである。

「電力安定供給若しくは電力品質に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると合理的に判断する場合」との限定がついているのは、各電気事業者の再生可能エネルギーの買取に関する契約要綱を踏まえたものである。

なお、再エネ特措法第5条第1項第2号に規定される接続拒否事由（「当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき」）は、認定発電設備と電力系統を最初に接続する場合における事由であり、接続後の出力抑制等の一時的な接続の制限については同項第3号に基づく経済産業省令で許容される範囲・条件に限られるのであり、同項第2号の木手に基づきこれらが行われることは許容されない（P A68 頁 237 番）。

第4.5条（本発電設備等の変更）

1. 甲は、本発電設備又は系統連系設備に関し、【系統連系申込書及びその添付資料【注：電気事業者各社の名称に合わせ記入。】】に記載した技術的事項を変更する場合には、系統連系に係る業務の取扱いや技術要件について乙が公表する規程等に基づき乙と協議し、乙の承諾を得た後にこれを行うものとする。
2. 前項の変更に伴い、乙の電気工作物を変更する必要がある場合には、甲は、第2.2条の規定に準じて乙との間で、工事費負担金に関する契約を締結し、その工事の費用を負担するものとする。
3. 本条第1項に掲げる場合を除き、甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、本発電設備又は系統連系設備を変更することができる。但し、甲は、かかる変更をした場合、遅滞なく乙に対し通知するものとする。

【解説】

1. 第1項・第3項

第1項においては、一旦接続を確立した後においては、本発電設備又は系統連系設備を変更する場合は、電力系統に悪影響が及ぶおそれがあるため、原則として電気事業者の承諾が必要とする旨規定している。

第3項においては、第1項に掲げる場合に該当しない軽微な変更については、事後通知で足りる旨を併せて規定している。

2. 第2項

本項は、本発電設備又は系統連系設備を変更する場合は、一旦接続を確立した後であっても、原因者負担の原則が妥当するため、特定供給者の負担とする旨規定している（第2.2条第2項参照）。

第5章 本契約の終了

第5.1条（解除）

1. 甲は、乙につき、以下のいずれかの事由が生じた場合には、乙に対する通知により、本契約又はこれに関連して締結された協定等（以下「本契約等」という。）を解除することができる。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算若しくはその他の倒産関連法規に基づく手続（以下、総称して「倒産手続」という。）開始の申立て、又は解散の決議を行ったとき
 - (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号、その後の改正を含む。）に基づく電気事業者としての許可を取り消されたとき
 - (3) 本契約に定める甲に対する金銭債務の履行を○日以上遅滞したとき
 - (4) その他本契約等若しくは本契約等に基づく取引又はこれらに関する乙に係る適用法令の規定に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反行為を改めない、又は止めないとき
 - (5) 反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）となったとき
 - (6) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為（①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為、及び⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいう。以下同じ。）を行ったとき

2. 前項に基づき、甲が本契約等を解除した場合、乙は、当該解除により甲に生じた損害等を賠償するものとする。
3. 甲は、本条第1項に定める場合のほか、乙に対する〇日前までの通知により、任意に本契約等を解除することができる。但し、甲は乙に対し、当該解除により乙に生じた損害等を賠償するものとする。
4. 乙は、甲につき、以下のいずれかの事由が生じた場合には、甲に対する通知により、本契約等を解除することができる。
 - (1) 倒産手続開始の申立て、又は解散の決議を行ったとき
 - (2) 本発電設備における発電事業の継続ができなくなったとき
 - (3) 本契約等若しくは本契約等に基づく取引又はこれらに関する甲に係る適用法令の規定に違反し、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反行為を改めない、又は止めないとき
 - (4) 反社会的勢力となったとき
 - (5) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行ったとき
5. 前項に基づき、乙が本契約等を解除した場合、甲は、当該解除により乙に生じた損害等を賠償するものとする。

【解説】**1 第1項**

本項では、特定供給者が行う解除の場面における解除事由として、一般的に想定される解除事由を列挙している。

第1項第5号・第6号においては、いわゆる暴力団排除条項（反社会的勢力排除条項）が定められているが、「反社会的勢力」（第1項第5号）及び「反社会的行為」（第1項第6号）については、平成23年6月2日の一般社団法人全国銀行協会の「融資取引および当座勘定取引における暴力団排除条項参考例」¹を参照して規定されている。

2 第2項

本項では、第1項に基づく解除事由については電気事業者に責めに帰すべき事由が認められることから併せて損害賠償責任について規定している。

3 第3項

本項において、特定供給者は、任意に本契約を解除できるとされている。これは、再エネ特措法上、特定供給者が一方的に契約を解除することができることには特段制限がない（PA50頁～51頁71番～78番）ことを踏まえたものである。

ただし、電気事業者の不利益を考慮し、事前の通知と解除により生じた損害を賠償する旨定められている。

¹ <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/06/02150000.html>

4 第4項

第4項では電気事業者による本契約の解除事由について定めている。

規定の衡平性の観点から、本条第1項の特定供給者による本契約の解除事由ほぼ同じ解除事由を定めている。

電気事業者による解除が幅広く認められると、特定契約・接続契約の拒否事由を限定列挙した意義が没却されるため、特定供給者の責めに帰すべき事由が認められる場面について限定列挙している。

5 第5項

第4項の解除事由は特定供給者の責めに帰すべき事由が認められる場合が列挙されているため、損害賠償義務についても定めている。

第5.2条（設備の撤去）

本契約が終了した場合における本発電設備その他の本契約に基づき設置された電気工作物の撤去を行う場合については、第4.1条第1項に定める責任分界点より甲側の電気工作物については甲が、乙側の電気工作物については乙が、それぞれその撤去費用を負担する義務を負うものとする。但し、本契約の終了が甲又は乙いずれかの責めに帰すべき事由による場合には、当該有責当事者がその撤去費用を負担する義務を負うものとする。

【解説】

本契約が終了した場合において、本契約に基づいて設置された電気工作物の撤去を行う場合は、原則として、責任分界点（第4.1条第1項参照）を基準として、本契約の終了がいずれかの責めに帰すべき事由による場合は、当該有責当事者が撤去義務を負担する旨規定している。

第6章 表明保証、損害賠償、遵守事項

第6.1条（表明及び保証）

1. 乙は、甲に対し、本契約締結日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

(1)（適法な設立、有効な存続）

乙は、日本法に準拠して適法に設立され、有効に存在する株式会社であること。

(2)（権利能力）

乙は、自己の財産を所有し、現在従事している事業を執り行い、かつ、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要とされる完全な権能及び権利を有していること。

(3)（授權手続）

乙による本契約の締結及び履行は、乙の会社の目的の範囲内の行為であり、乙はこれらについて適用法令、乙の定款その他の社内規則において必要とされる全ての手続を完了しており、本契約に署名又は記名押印する者は、適用法令、乙の定款その他の社内規則で必要とされる手続に基づき、乙を代表して本契約に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。

(4)（許認可等の取得）

乙は、本契約の締結及び履行並びに乙の事業遂行に必要とされる一切の許認可、届出、登録等（電気事業法に基づく許認可、届出、登録を含むが、これに限られない。）を関連する適用法令の規定に従い適法かつ有効に取得又は履践していること。

(5)（適用法令、内部規則及び他の契約との適合性）

乙による本契約の締結及び履行により、公的機関その他の第三者の許認可、承諾若しくは同意等又はそれらに対する通知等が要求されることはなく、かつ、乙による本契約の締結及び履行は、適用法令、乙の定款その他の内部規則、乙を当事者とする又は乙若しくは乙の財産を拘束し若しくはこれに影響を与える第三者との間の契約又は証書等に抵触又は違反するものではないこと。

(6)（訴訟・係争・行政処分の不存在）

【別紙〇に掲げる場合を除き、】乙による本契約に基づく義務の履行に重大な悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある乙に対する判決、決定若しくは命令はなく、乙による本契約に基づく義務の履行に重大な悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある乙に対する訴訟、仲裁、調停、調査その他の法的手続又は行政手続が裁判所若しくは公的機関に係属し又は開始されておらず、乙の知る限り、提起又は開始されるおそれもないこと。

(7)（電力系統の所有、使用権原）

本契約に基づき本発電設備が連系接続をする電力系統は、乙に帰属し、乙が使用権原を有していること。

(8) (資産状況)

乙の資産状況、経営状況又は財務状態について、本契約に基づく乙の義務の債務の履行に重大な悪影響を及ぼす事由が存在していないこと。

(9) (倒産手続の開始原因・申立原因の不存在)

乙は、支払停止、支払不能又は債務超過の状態ではないこと。乙につき、倒産手続、解散又は清算手続は係属していないこと。また、それらの手続は申し立てられておらず、乙の知り得る限り、それらの開始原因又は申立原因は存在していないこと。

(10) (反社会的勢力・反社会的行為に関する事項)

乙及び乙の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）はいずれも反社会的勢力ではなく、乙及び乙の役員は、いずれも、自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行っていないこと。

2. 甲は、乙に対し、本契約締結日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

(1) (適法な設立、有効な存続)

甲は、日本法に準拠して適法に設立され、有効に存在する【株式会社】であること。

(2) (権利能力)

甲は、自己の財産を所有し、現在従事している事業を執り行い、かつ、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要とされる完全な権能及び権利を有していること。

(3) (授權手続)

甲による本契約の締結及び履行は、甲の会社の目的の範囲内の行為であり、甲はこれらについて適用法令、甲の定款その他の社内規則において必要とされる全ての手続を完了しており、本契約に署名又は記名押印する者は、適用法令、甲の定款その他の社内規則で必要とされる手続に基づき、甲を代表して本契約に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。

(4) (反社会的勢力・反社会的行為に関する事項)

甲及び甲の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）はいずれも反社会的勢力ではなく、甲及び甲の役員は、いずれも、自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行っていないこと。

【解説】

1 第1項

本項は、電気事業者の特定供給者に対する表明・保証条項について定めている。

特定供給者が金融機関や投資家からファイナンスを受ける場合、デューディリジェンスの実施

の状況や、当該取引の根幹となる部分について、力関係にもよるが、電気事業者について表明・保証をすることが求められることが多いことが想定されるが、その前提としてデューディリジェンスコストを低減するために、電気事業者の表明・保証を求める必要がある。

このような表明・保証条項は特定契約・接続契約の拒否事由には該当しないと考えられる（P A53 頁 99 番参照）。

2 第2項

本項は、特定供給者の電気事業者に対する表明・保証について規定している。

電気事業者にとっては、本項第4号に規定する、暴力団排除条項については特定契約・接続契約の拒否事由に該当する（再エネ特措法第4条第1項・同法施行規則第4条第1項第2号ニ、再エネ特措法第5条第1項第3号・同法施行規則第6条第4号ロ）ために意義がある。

しかし、それ以外の条項については、通常表明・保証を求める異議は乏しいと考えられるが、電気事業者が行う表明・保証規定の衡平の観点から、最低限の表明・保証を規定している。

第 6.2 条（損害賠償）

1. 乙による前条第 1 項に定める表明保証事項が真実に反し、若しくは不正確であること、又は乙が本契約のその他の規定に違反したことにより、甲が損害等を被った場合には、乙は甲に対し、これを賠償するものとする。
2. 甲による前条第 2 項に定める表明保証事項が真実に反し、若しくは不正確であること、又は甲が本契約のその他の規定に違反したことにより、乙が損害等を被った場合には、甲は乙に対し、これを賠償するものとする。

【解説】**1 第 1 項**

本項は、電気事業者による第 6. 1 条第 1 項に定める表明・保証違反又はその他の本契約違反に基づく損害賠償について定めている。

損害の範囲については、民法第 416 条の範囲を意味する。具体的には、①発電設備の完成前は、既に費やした建設費、例えば資金調達を行っている場合は、特定供給者が既に費やした建設費、例えば金融機関から資金調達を行っている場合は、特定供給者が既に調達した借入金、出資金が一定の金利を付して償還することが可能な金額をいい、②発電設備の完成後は、調達期間の残存期間の売電収入から以後費やすことのなくなった操業費用を控除したものを意味する（P A52 頁 88 番参照）。

2 第 2 項

本項は、特定供給者による第 6. 2 条第 2 項に定める表明・保証違反又はその他の本契約違反に基づく損害賠償について定めている。

損害の範囲については、第 1 項と同様の意味であるものの、特定供給者は、一定量の供給義務を負っていないため、電気事業者が発電されたのであれば得られたであろう利益、すなわち逸失利益は含まれず、電気事業者が、当該特定供給者に関して固有に費消した系統連系に関する電気工作物等の費用に限定される（P A52 頁 89 番）。

第6.3条（プロジェクトのスケジュールに関する事項）

1. 甲は、乙に対し、本発電設備に係る建設工事その他のプロジェクトに係るスケジュールを、【〇年〇月〇日までに】提出するものとする。
2. 甲は、前項に基づき乙に提出済みのスケジュールに重大な変更が生じる場合には、変更内容及びその理由を速やかに乙に報告するものとする。

【解説】

1. 第1項

本項は、特定供給者による本発電設備に係る建設工事その他のプロジェクトに関するスケジュールについては、発電事業者にとって一定の関心事項であることから、建設開始前に提出することとしている。

2. 第2項

本項は、前項のスケジュールに重大な変更が生じる場合に、報告義務を課すものである。

第7章 雑則

第7.1条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、次の各号に該当する情報を除き、本契約の内容その他本契約に関する一切の事項及び本契約に関連して知り得た相手方に関する情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。但し、(a)適用法令に基づく官公庁又は費用負担調整機関からの開示要求に従ってこれを開示する場合、(b)甲が、甲の弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等、又は〇〇【注：投資家及び貸付人等を想定。】及びその役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等に対して開示をする場合、並びに(c)乙が、乙の弁護士、公認会計士、税理士等、又は乙から委託を受けて本契約にかかる業務を実施する者（委託先の役員及び従業員並びに再委託先等を含む。）に対して開示する場合は、この限りではない。但し、(b)又は(c)に基づく開示については、開示先が適用法令に基づき守秘義務を負う者である場合を除き、開示先に対し本条と同様の守秘義務を課すことを条件とする。
 - (i) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら有していた情報又はすでに公知となっていた情報。
 - (ii) 相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらず公知になった情報。
 - (iii) 秘密情報義務を負わない第三者から秘密保持の義務を負わずして入手した情報。
2. 本条に基づく甲及び乙の義務は、本契約の終了後〇年間存続するものとする。

【解説】

本条は、守秘義務に関する一般的な規定である。

開示先である「〇〇」については、主として投資家及び貸付人を想定しているが、それに限定される訳ではなく、必要となる開示先を列挙することも考えられる。

第7.2条（権利義務及び契約上の地位の譲渡）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意を得た場合を除き、本契約等に定める自己の権利若しくは義務又は本契約等上の地位を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させてはならないものとする。但し、甲が甲の資金調達先に対する担保として、本契約等に定める甲の乙に対する権利を譲渡すること又は本契約等に基づく地位の譲渡予約契約を締結すること及びこれらの担保権の実行により、本契約等に基づく甲の乙に対する権利又は甲の地位が担保権者又はその他の第三者（当該第三者（法人である場合にあっては、その役員又はその経営に関与している者を含む。）が、反社会的勢力に該当する者である場合を除く。）に移転することについて、乙は予め同意するものとする。なお、甲は、当該移転が生じた場合においては、遅滞なく、移転の事実及び移転の相手方につき、乙に書面により通知するものとする。また、乙は、当該移転に際し、甲から当該移転に係る本項に基づく承諾についての書面の作成を求められた場合には、これに協力するものとする（但し、乙は、民法第468条第1項に定める異議を留めない承諾を行う義務を負うものではなく、また、当該書面の作成に係る費用は甲の負担とする。）。

【解説】

契約上の権利義務や地位の譲渡については、相手方の事前の書面による承諾が必要とされるのが一般的である。

もともと、特定供給者が資金調達を行うためには、買取代金支払債権に関する担保設定又は契約上の地位の譲渡予約等の担保設定及びこれらの担保の実行に伴う権利又は契約上の地位の移転について、あらかじめ電気事業者の承諾を得ておくことが必要である。

また、電気事業者にとっては債権譲渡は原則事由であること（民法第466条第1項）、及び再エネ特措法上特定供給者に関して特段の資格要件を設けていないことから、これらを認めたとしても、特定契約本来の目的を超えて電気事業者の利益を不当に害するとは言えない。

そこで、本条においては、特定供給者の資金調達先の担保として、契約上の権利義務や地位の譲渡、及びこれらに対する担保設定を行う場合は、電気事業者があらかじめ承諾する旨を規定している（但し、反社会的勢力に該当する場合を除く。）。また、担保権設定契約上、電気事業者が承諾に関する書面の作成を求められることがあるため、その点にも配慮している。

ただし、以下の点に関する電気事業者の利益に配慮するため以下の内容を規定している。

- ①当該移転が生じた場合、特定供給者に対し遅滞なくその事実を書面により通知すること。
（理由）支払の相手方を明確にするという電気事業者の利益に配慮するため。
- ②電気事業者は、民法上の異議を留めない承諾を行う義務を負わないこと。
（理由）債権譲渡に関し、電気事業者の抗弁権を確保するため。

第7.3条（本契約の優先性）

本契約に基づく取引に関する甲及び乙の本契約以外の契約、協定その他の合意並びに乙の定める規程等と、本契約の内容との間に齟齬が生じた場合には、適用法令に反しない限り、また、本契約の内容を変更又は修正する趣旨であることが明確に合意されたものである場合を除き、本契約の内容が優先するものとする。

【解説】

本条は、①適用法令に反しない限り、また、②本契約の内容を変更又は修正する趣旨であることが明確に合意されたものでない限り、本契約の規定が優先される旨規定している。

第7.4条（契約の変更）

本契約は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

【解説】

本条は、本契約は、両当事者の書面による合意によってのみ変更できる旨規定している。

各電気事業者の再エネ契約要綱では、「当社は、この要綱を変更することがあります。」として、再エネ契約要綱を電力会社の一存で変更できる旨規定しているのが通常であることに比して対象的である。

もともと、各電気事業者の再エネ契約要綱の解説書においては、要綱の変更は、再生可能エネルギー特措法その他の関係法令等にもとづき変更が必要な場合、この要綱の適用対象が変更となる場合、または系統連系の要件等技術的な事項もしくは受給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合に限られる旨規定されている。

第7.5条（準拠法、裁判管轄、言語）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。
3. 本契約は、日本文を正文とする。

【解説】

本条は再エネ特措法第4条第1項第2号・同法施行規則第4条第1項第2号ト、同法第5条第1項第3号・同法施行規則第6条第4号ハを踏まえた規定である。

第7.6条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、甲及び乙は、再エネ特措法の趣旨を踏まえて、誠実に協議するものとする。

【解説】

本条は、本契約に定めのない事項や本契約の解釈に関し当事者に疑義が生じた場合における誠実協議条項を定めている。

以上を証するため、本契約の各当事者は頭書の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、甲及び乙が各1部保有する。

平成○年○月○日

甲：【所在地】
〔特定供給者〕
【捺印者】

乙：【所在地】
〔電気事業者〕
【捺印者】

本書は、経済産業省が平成24年9月26日に公表した特定契約・接続契約モデル契約書につき、独自の解説を加えたものであり、法的助言を目的とするものではなく、法的意見を構成するものではありません。個別のお問合せ等ございましたら、下記執筆者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

<執筆者>

坂井 豊 (シニアパートナー)

E-Mail: yutaka.sakai@aplav.jp

Tel: 03-5501-1055 (直通)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル

URL: <http://www.aplav.jp/>



© Atsumi & Sakai 2013
